

事務連絡
令和2年4月22日
＜令和2年5月8日改訂＞

各居宅サービス事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課長

令和2年4月16日付け保指第61号「緊急事態宣言後の介護サービス事業所・高齢者福祉施設の対応について（通知）」等に関するQ&A（令和2年4月22日時点）

標記及び新型コロナウイルス感染症に関連したQ&Aについて、下記のとおり整理しましたのでお知らせします。

なお、本取扱いは期間限定のものとし、終了する際には改めて通知を行います。

記

※ 本文中に記載の厚労省通知等の正式名称は「【参考】本文中で引用している通知について」参照

①総合事業の事業所が休業や規模の縮小等を行った場合の報酬について

- ・事業所が休業しサービス提供できない場合
→休業日前日までの日割り
 - ・事業所が利用者に利用の自粛を要請し、利用者が同意した場合
→同意日までの日割り
 - ・利用者の希望によりサービス提供しない場合
→月額報酬
 - ・利用者にサービス提供を受けることができない事由が発生した場合
→サービス提供を受けることができなくなった事由が発生した日までの日割り
(例) 事業所は営業しているが、入居施設等の状況によりサービス提供を行えない場合
同居者に新型コロナウイルスの感染者が発生し、利用を控える場合
 - ・週2回程度サービス提供を行っていた利用者について、新型コロナウイルスの影響による規模縮小により、月途中より週1回のサービス提供しかできなくなった場合
→日割り。算定にあたっては、「1日につき」のサービスコードを用いる。
- ※ 1月に1回もサービスの利用を行わなかった場合については、その月の報酬の算定はできません。

②有料老人ホーム入居者に対して、新型コロナウイルス感染予防のため、外部の通所介護事業所（又は訪問介護事業所）利用者を、施設併設の通所介護事業所（又は訪問介護事業所）の利用に変更する場合の担当者会議開催やケアプランの変更の必要性について

事業所の変更に関しては、軽微な変更とは言えないためケアプランの変更が必要になります。必要な手順を踏んで、プランの変更を行ってください。

なお、担当者会議については、市通知第1231号のとおりご対応ください。

③新型コロナウイルス感染症対策として事業所が実施規模の縮小や時間短縮を行った場合の担当者会議の開催や居宅サービス計画の変更の必要性について

厚労省事務連絡第8報に示されているとおり、新型コロナウイルス感染症対策として、事業所が利用者に対して当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮してのサービスの提供などを行う場合について、事前に居宅介護支援事業所が利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要とされています。

居宅サービス計画の変更については、サービス内容の記載の見直しが必要となりますが、見直しについてはサービス提供後に行っても差し支えありません。なお、同意については、最終的には文書で得る必要がありますが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書での同意はサービス提供後に得ることとしてかまいません。

ただし、通所事業所による訪問サービスの提供や、通所事業所による電話での安否確認を実施する場合については、本Q&A⑦のとおり取り扱う必要がありますのでご注意ください。

④加算の算定要件とされている事業所内での研修や会議・事例検討会等を、3つの密を避けるために代替措置により行うことは可能か

厚労省事務連絡第9報に示されているとおり。加算の算定要件となっている事業所内部での研修や会議・事例検討会等については、3つの密を避けるため代替措置として、ICT技術等を活用しオンラインや電話・ファックス等を活用し行った場合、少人数ごとのグループに分けて複数回での開催とした場合においても、必要な会議等が行われたものと取り扱います。また、利用者本人や家族の参加が原則となっている会議等については、利用者や家族に対し代替措置により会議等を行う旨を説明し、了解を得るようにしてください。

なお、加算の算定にあたり、新型コロナウイルス対策として会議等を代替措置により行ったことについての記録を残してください。

⑤通所系サービス事業所が居宅を訪問する方法でサービス提供を行った場合の減算適用の必要性について

単位数の算定方法については、厚労省事務連絡第2報により示されているところですが、当該算定に係る「送迎減算」及び「同一建物減算」の適用については、当該減算規定に該当する場合には、算定する際に減算を適用しての算定となりますのでご注意ください。

⑥通所系サービス事業所が居宅を訪問する方法でサービス提供を行った場合における、一日に複数回の訪問を行った場合の算定方法について

算定方法については、厚労省事務連絡第2報により示されているとおりですが、以下に例示します。

例1) 通常規模の通所介護事業所

利用者：要介護度3

居宅サービス計画書には7時間30分の提供時間で位置付け (887単位)

となっている利用者について、

2時間30分の訪問を2回行った場合の算定は

$347 \text{ 単位} \times 2 = 694 \text{ 単位} < 887 \text{ 単位}$

となり、694単位の請求を行う。

例2) 通常規模の通所介護事業所

利用者：要介護度3

居宅サービス計画書には4時間50分の提供時間で位置付け (495単位)

となっている利用者について、

1時間30分の訪問を2回行った場合の算定は

$347 \text{ 単位} \times 2 = 694 \text{ 単位} > 495 \text{ 単位}$

となり、495単位での請求を行う。

※なお、居宅サービス計画に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に送迎減算を行っていない利用者については、訪問によるサービス提供等に変更した場合についても、送迎減算を行わないことを可とする。

⑦厚労省事務連絡第6報の取扱いについて、通所系サービス事業所の従業員からの電話による安否確認でも介護報酬の算定が可能とされたが、福岡市における取扱いについて

電話による安否確認等を行った場合も、報酬算定が可能です。利用者に電話による安否確認であっても介護報酬の算定が行われ、利用者負担が生じることを説明し、同意を得てください。また、電話による安否確認等を行ったことが分かるように記録に残すようにしてください。

<留意事項>

- ① 事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の開催を行わないことが可能です。
- ② サービス提供前に説明を行い同意を得ている場合は、ケアプランの見直しや文書による同意はサービス提供後に行うことが可能です。
- ③ 安否確認等とは、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合を指します。

⑧通所系事業所において一時的に利用定員を超える利用者の受け入れを行う場合の対応について

休業する事業所の利用者を緊急避難的に受け入れる必要があるなど、やむを得ず、利用定員の超過が発生するような状況においては、個別に事業者指導課まで相談してください。

⑨令和2年4月9日付福岡市保健福祉局高齢社会部介護保険課長事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いについて（その2）」により、要介護認定期間の延長が行われることに伴う居宅サービス計画の期間の取扱いについて

要介護認定の臨時的な取扱いに伴う居宅サービス計画の期間の取扱いについては、利用者の現在の状況等について聞き取り等を行い、利用者の状態に変化がなく、現状の居宅サービス計画の期間の延長が適当であると介護支援専門員が判断した場合においては、居宅サービス計画の期間の延長を行えることとします。その場合においては、その判断に至った経緯及び期間の延長について利用者の同意を得たことを支援経過などに記録してください。

【参考】本文で引用している通知について

厚労省事務連絡第2報

…令和2年2月24日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」

厚労省事務連絡第6報

…令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）」

厚労省事務連絡第8報

…令和2年4月10日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」

厚労省事務連絡第9報

…令和2年4月15日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第9報）」

市通知第1231号

…令和2年2月26日付け保指第1231号「新型コロナウイルス感染予防・まん延防止のための居宅系サービス事業所業務に関する臨時的取扱いについて（通知）」

市通知第61号

…令和2年4月16日付け保指第61号「緊急事態宣言後の介護サービス事業所・高齢者福祉施設の対応について（通知）」

市事務連絡（第2報）

…令和2年3月27日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）（通知）」

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課在宅指導係
TEL：092-711-4257 FAX：092-726-3328